

# ○大府市点字図書給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、視覚障がい者に対し、点字図書を給付することにより、情報の入手を容易にし、その福祉の増進に資することを目的として実施する大府市点字図書給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている視覚障がい者で、点字により情報を入力している者とする。

(給付対象の点字図書)

第3条 給付の対象となる点字図書は、月刊、週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。

(給付の限度)

第4条 点字図書の給付数は、給付対象者1人につき年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものについては、この限りでない。

(申請)

第5条 点字図書の給付を受けようとする給付対象者（ただし、給付対象者が満18歳未満の場合は、その保護者。以下「申請者」という。）は、点字図書の出版を業とするもの（以下「出版施設」という。）に電話等で給付を希望する点字図書の点字図書発行証明書（第1号様式。以下「証明書」という。）の発送を依頼し、日常生活用具給付申請書（第2号様式）に当該証明書を添えて、大府市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

(決定通知等)

第6条 所長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに、給付対象者の適格性及び申請に係る出版施設を審査し、その適否を決定し、日常生活用具給付決定通知書（第3号様式）又は日常生活用具給付却下決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 所長は、前項の規定により給付を決定したときは、申請者に対し、日常生活用具給付券（第5号様式。以下「給付券」という。）及び証明印を押印した証明書を交付するものとする。

(出版施設への申込み及び費用の負担)

第7条 前条の規定により給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、給付券及び証明書に、自己負担額を添えて、出版施設に点字図書の購入を申し込むものとする。

2 前項に規定する自己負担額は、一般図書の購入価格相当額とする。

(費用の請求)

第8条 受給者に点字図書を給付した出版施設は、市長に対し、給付券を添えて費用を請求するものとする。

2 前項の規定により請求する費用の額は、点字図書の価格から受給者の自己負担額を控除して得た額とする。

(記録の整備)

第9条 所長は、点字図書の給付について、点字図書給付台帳(第6号様式)を作成し、必要な事項を記録しておかなければならない。

(譲渡等の禁止)

第10条 受給者は、給付された点字図書を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(給付費用の返還)

第11条 所長は、受給者が偽りその他不正の手段により点字図書の給付を受け、又は前条の規定に違反したと認めるときは、当該点字図書の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。